

つながろう！ つながりから見える学校事務の向上



会長 西尾 吉弘

平成27年度もスタートして2か月が過ぎ、すでに夏を感じさせる季節となりました。

この2か月の間にさまざまな出来事がありました。特に注目すべきことは、学校間連携を推進し、学校事務の適正かつ円滑な運営と経営機能を強化し、学校教育の充実を図るために「学校間連携実施要綱」が定められ、4月1日より施行されたことです。今後は実施内容を通して、資質の向上を図るとともに学校の組織マネジメントの一員として保護者、市民の信託に応え、説明責任を果たすべく、今以上に学校経営への積極的な参画が私たち学校事務職員に期待されます。

もう一つ大きな出来事として、5月17日に大阪市を廃止し、その領域に特別区を設置するいわゆる「大阪都構想」の是非を問う住民投票が行われたことが挙げられます。私もそうですが、大阪市に在住の会員の方は、どちらに投票するか悩まれたのではないかと思います。結果は、反対多数で否決され廃案となりました。これにより、今後はみなさんもご存知のとおり、平成29年を目途に県費負担教職員の給与負担等について、道府県から指定都市へ移譲されることとなります。

また、国段階の動きでは、中央教育審議会初等中等教育分科会に「チーム学校・教職員の在り方に関する作業部会」が設置され、学校が組織全体の総合力を高め、発揮していくための学校運営の在り方や、教員と事務職員、様々な人材との役割分担や連携の在り方等について検討が行われており、6月末から7月にかけて中間とりまとめが報告される予定で審議が進められています。2月3日に開催された第3回の作業部会では、事務職員に関することが集中的に議論されるなど、事務職員のチーム学校における役割が注目されているところであります。

私たちは大きな変革の時期に直面していますが、市事研では、こうした新しい時代に対応した学校組織体制を創造し、コンプライアンスの確保とより信頼ある学校事務の実現に向け、日々確かな実践を積み上げ、その成果を教育現場の実態に即した制度の構築へとつなげていく必要があると考えています。

さて、5月29日（金）に、大阪市立西区民センターにおいて研修会を実施し、研修会終了後には平成27年度総会を開催しました。当日はたくさんのご参加をいただきありがとうございました。研修会①では、「学校事務とコンプライアンス」と題して、弁護士の中川 勘太 様をお迎えしてご講演いただきました。研修会②では、「公金等現金取扱事務について」と題して、研修部が資料を作成し研修を行いました。

引き続き行われた総会では、すべての議案についてご承認いただきました。今年度の研究課題は、前年度に引き続き「つながろう！ つながりから見える学校事務の向上」とし、活動の重点を「学校力が向上する学校事務モデルの研究」「信頼に応える確かな学校事務の実践」「組織力の向上」としました。役員体制も数名の入れ替わりがあり、新体制となりました。今後は会員のみなさんにご承認いただいた事業計画に則って、また、市事研の目的である「学校事務の研究を推進し、事務職員の資質と職務の向上に努め、大阪市の学校教育の発展に寄与すること」を達成するため、今年度の研究会活動を進めてまいります。

私たちを取り巻く環境は、依然、厳しいことには変わりはありません。このような時だからこそ、仲間とのつながりを大切に、情報や知識を共有し、活用できる場に研究会がなれるよう頑張っております。

みなさん、どうかよろしくお祈りいたします。



平成27年度 第一回研修会 開催

5月29日（金）西区民センターにおいて研修会を開催した。

研修会(1)では、弁護士の中川 勘太 様を講師に迎え、『学校事務とコンプライアンス』と題して、学校におけるコンプライアンスに関わりの深い「お金」と「サービス」について、法的視点を交えてお話しいただいた。

研修会(2)では、研修部より、『公金等現金取扱事務について』と題し、日々取り扱う現金管理事務について、ポイントや間違いやすい点を中心に研修を行った。

◆研修会(1)『学校事務とコンプライアンス』
～ 講師：多聞法律事務所 弁護士 中川 勘太 様 ～

1. 学校における「お金」について

大阪市はもとより学校現場においても、コンプライアンスの重要性はすでに認知されており、学校事務職員の仕事はこのコンプライアンスによる信頼のもとに成り立っていると言える。したがって、コンプライアンス違反は社会的信用の問題であり、その信用失墜は長期間に及ぶ。そのような事態に陥らないために、コンプライアンスの前提である法律に対する一定の知識・理解、「法律問題か否か」を区別するセンス（＝リーガルマインド）を養い、職務遂行の正当性を保護者や地域住民等関係者に説明できるようにしておく必要がある。

学校における「お金」には「経費」「公金」「準公金」がある。「経費」である学校の維持管理費、職員の給与等の費用は、学校教育法5条「学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定めがある場合を除いては、その学校の経費を負担する。」地方自治法204条の2「地方公共団体は、条例に基づかず給与その他の給付を職員に支給することができない。」と定められ、それらの費用は学校設置者（地方公共団体）の公費負担であり、地方財政法27条の4「市町村は、法令の規定に基づき当該市町村の負担に属するとされている経費で政令で定めるものについて、住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、その負担を転嫁してはならない。」とあるとおり、学校設置者が公費負担すべき「経費」を、住民から徴収し負担させる等、税金以外から支出することは法令違反となる。

また、授業料においては、憲法26条2項「全て国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。」とあるように、義務教育では授業料は公費負担であり、保護者に負担させることは憲法違反となる。また、教科書及び拡大・点字教科書においても公費負担であり、これらも、保護者に負担させることは法律違反となる。

ただし、副教材費については、公費で負担する根拠規定がないため、義務教育であっても保護者の負担（徴収金）となる。修学旅行費、校外学習費用等も同様である。

また、給食費については、学校給食法4条「義務教育諸学校の設置者は、学校給食が実施されるよう努めなければならない。」とあり、11条1項「学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費は、義務教育諸学校の設置者の負担とする。」2項「前項以外の学校給食費に要する経費は、児童又は生徒の保護者の負担とする。」とあるとおり、学校給食にかかる施設や整備等は公費負担、食材等の費用（学校給食費）は保護者負担とされている。また、給食費の未納問題において、保護者が給食費を滞納している場合であっても、学校給食は法律に従って地方公共団体が児童生徒に対して実施するものであり、保護者が給食費を支払わない場合においても、給食を与えないことはできないとされている。

学校における「公金」とは、日常の業務で執行・処理する維持運営費等の公費であり、これは地方公共団体において議会で承認された予算である。「公金」の支出負担行為においては、法令又は予算に違反していないことが前提であり、税金を使用している以上、厳格な執行が求められる。

学校事務職員は「公金」の取り扱いにおいて、予算執行計画の作成、契約締結事務、履行確保のための監督・検査、支払いや物品の受入等についての経理事務が役割として求められる。

また、「公金」の不正な処理とは、予算の民主的統制を逸脱する行為であり、私的流用、預けや不適正資金等が例として挙げられる。それらが発生する背景事情に、相互チェック体制の不備や、予算の使い切り意識等がある。また、不適切な処理の事例として、比較見積が行われていない、特名契約にすべきではない契約を特名契約としている、起案書の作成が漏れている、履行確認がされないまま支出されている等があるが、これらの不適切な処理が積み重なると、より大きな不祥事につながりやすくなるため、適切に処理を行わなければならない。

「準公金（学校徴収金）」とは、副教材費や修学旅行費等、私費負担となる経費を学校が保護者から徴収、管理するもので、集団活動を行う学校において、公平かつ円滑な教育活動を行うために必要とされている。その法的性質は、保護者から学校長への委任又は信託類似の行為であり、学校長は保護者に対し、善管注意義務（適切な管理を行ない、保護者に説明・報告を行うべき義務）を負い、収支責任者を定め、公費に準じた管理が必要とされる。また、学校徴収金においては保護者が未納の場合、法律上、児童生徒に教材を交付しない等の対応も可能であるが、児童生徒の教育を受ける権利を侵害しないよう配慮が必要なため、現実はそのような対応は困難である。学校徴収金においては保護者の経費負担軽減のため、画用紙や名札等が順次「公費化」され、また、学校給食費においては、学校管理から地方公共団体による管理になる等「公会計化」の流れがある。

2. 職員の服務について

公務員の職務には公共性・公益性が高いことから、服務義務を法律で定められた。特に学校における職員は教育機関という職務の性質上、より一層の公共性・公益性が求められる。

服務内容のうち、地方公務員法32条「職務命令」はその有効要件として、①権限ある上司が発すること②部下職員の職務の範囲に関するものであること③法律上の不能を命じるものではないこと④部下職員の職務上の独立性を害するものではないこと、とある。その命令が違法であるかどうかの判断は部下がするものではないが、疑問を感じた場合は助言・提言をできることが大事である。また、34条「守秘義務」における秘密とは、「一般に了知されていない事実であって、それを一般に了知せしめることが利益の侵害になると客観的に考えられるもの。」とあり、例えば、児童生徒の成績や就学援助に関する情報の漏えいなどがある。

また、学校における「個人情報」とは、児童生徒の氏名、生年月日等があり、正確な情報への更新、漏えい等の防止のための安全確保措置（個人情報保護条例13条）、目的外利用、第三者提供の禁止（10条）等が定められている。学校事務における例として、徴収金の通帳の明細欄に児童生徒の氏名を記載することは、漏えいの可能性があり、第三者提供にも該当するため、避けるべき取り扱いである。個人情報保護は、その都度適正であるかどうか考えて取り扱うことで条例違反を避けることができる。

法律は裏付けとイメージを知り、リーガルセンスを身に着けることが大切であり、コンプライアンスにおいても、過敏に反応するのではなく、その都度常識的な判断をすることで遵守することができる。

◆研修会(2)『公金等現金取扱事務について』 ～ 研修部 ～



1. 公金安全保管関係

- ・金庫内の確認や「金庫内保管チェックリスト」作成は、休日等を含み就業日であれば現金の出納がない日でも必要な作業となる。
- ・金庫内保管チェックリストの「現金 その他」欄に含まれるものは、旅費の資金前渡、学校給食費などが該当する。
- ・「金庫内保管チェックリスト」や「郵便切手受払簿」の保管については、盗難時に残額等の確認が可能となるよう、ロッカー等鍵のかかる場所で保管する。ただし、切手や現金・通帳を保管している金庫等と同じ場所に保管しないように注意が必要である。
- ・通帳の管理では、事業が完了した通帳は最終ページの日付の属する年度の翌年度4月1日から起算し、5年保存となっているため、その期間は金庫等鍵のかかる場所で、紛失のないよう保管しておく。

2. 業務別現金等出納保管のポイント

（維持運営費）

- ・事業資金においては、現金を金庫で保管する場合も、金額は最小限の金額とする。（2万円以下）
- ・郵便切手においては、「郵便切手受払簿」を作成し、増減及び残数の管理を確実に行う。用途欄は用途が具体的にわかるように記入する。

（学校徴収金）

- ・校長に「収入報告書」の決裁を得る際は誤入金のないよう入金伝票とともに回付する。現金収納の際に、金融機関のATMを利用して構わないが、誤入金がないよう注意する。金融機関の窓口営業時間内には窓口で入金することが望ましい。
- ・「金庫内保管チェックリスト」の資金前渡欄は維持運営費における資金前渡を記入する箇所であり、学校徴収金の資金前渡は「徴収金」欄に記入。

(就学援助)

- ・今年度より、就学援助費を他会計へ直接収納する場合、システム上は「充当」ではなく「保護者現金払い」となるため、保護者から受領書を徴取する必要がある。
- ・現金支給の場合、事前に保護者に連絡するなど、支払日に受領してもらうようにする。やむを得ず金庫に保管する場合についても、金庫での保管期間が極力短くなるように注意し、その間は「金庫内保管チェックリスト」「現金 その他」欄へ記載する。

◇アンケートより～

◀ 研修会(1) 『学校事務とコンプライアンス』 ▶

- ・給食費の裁判の話は、そのような事例があるのかと驚きました。色々勉強になりました。
- ・コンプライアンスとは言うが、曖昧な部分が多かったので、今日の研修会では詳しく例等あげていただき勉強になった。
- ・仕事に関わる一つ一つの事柄に法令が絡んでいることを再確認することができた。
- ・教育職以外の方からの講義はとても新鮮でした。改めて制度の確認ができました。自分を守るために関係のある法律を知っておくのは大切なことだと思いました。

◀ 研修会(2) 『公金等現金取扱事務について』 ▶

- ・チェックリストの「資金前渡欄」や「その他欄」の記入方法について、改めて確認できて良かったです。
- ・日々の処理の方法や月末等、ポイントとなる時期の確認方法について具体的に説明されたのがわかりやすかったです。

○ 大阪府公立学校事務研究会 定期総会・研修報告 ○

平成27年5月26日(火) ドーンセンター(大阪府立男女共同参画・青少年センター)において、第24回定期総会が開催された。

第1号議案 平成26年度事業報告について

第2号議案 平成26年度会計決算報告

並びに監査報告について

第3号議案 平成27年度役員等の選出について

第4号議案 平成27年度事業計画(案)について

第5号議案 平成27年度会計予算(案)について

全ての議案について、賛成多数で承認された。続いて、平成27年2月23日(月)～27日(金)茨城県つくば市の独立行政法人教員研修センターにおいて開催された「平成26年度学校組織マネジメント指導者養成研修(小・中学校学校事務職員)」に参加された能勢町立岐尼小学校 菅沼 一雄様と交野市立岩船小学校 中野 優子様より報告が行われた。まず、講義と演習全般の内容についての報告があり、さらに演習の中で行われた「SWOT分析」についての資料提供と詳しい報告があった。

全国および近畿圏各研究大会の日程等について

第67回大阪府公立学校事務研究会 研修講座	7月 3日(金)
第47回全国公立小中学校学校事務研究大会 熊本大会	8月 5日(水)～ 7日(金)
第33回政令指定都市学校事務職員研究協議会(広島市)	8月17日(月)～18日(火)
第24回大阪府公立学校事務研究大会	11月13日(金)
第44回滋賀県公立小中学校学校事務研究大会	12月 4日(金)
平成27年度京都市立学校事務研究大会	12月 4日(金)

平成27年度 役員・事務局専門部員・監査委員名簿

	名	前	行政	区	所	属
会 長						
副 会 長						
事 務 局 長						
事 務 局 次 長						
事 務 局 員						
会 計						
研 究 部 長						
研 究 副 部 長						
研 究 部 員						
研 修 部 長						
研 修 副 部 長						
研 修 部 員						
監 査 委 員						

平成27年度 幹事会名簿

行政区・方面	名 前	所 属
北		
都 島		
福 島		
此 花		
中 央		
西		
港		
大 正		
天王寺		
浪 速		
西淀川		
淀 川		
東淀川		
東 成		
生 野		
旭		
城 東		
鶴 見		
阿倍野		
住之江		
住 吉		
東住吉		
平 野		
西 成		

～編集後記～

今年度4月より私の勤める小学校が統合となりました。統合の準備等で、前年度から息つく暇もない慌ただしさと、初めて行う仕事に対してのプレッシャーに押しつぶされないように気張っています。そんな日々ですが、通勤で使用している渡し船に乗船した時の風の心地よさを感じ、もうそんな季節になったのかとしみじみ思いました。(A)